

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

若狭みはま「美しい水の郷」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県三方郡美浜町

3 地域再生計画の区域

福井県三方郡美浜町の区域の一部（野口・新庄地区）

4 地域再生計画の目標

美浜町は、福井県の南西部に位置し、人口11,379人（平成17年4月1日）、面積152.24平方キロメートルで、約80パーセントが山地で占められている。滋賀県に接する町の南部には、標高900メートル程度の山岳が形成され、そこを源として、町の中央部を2級河川の耳川が流れ、耕地を潤おして若狭湾に注いでいる。この耳川流域の地下水は、住民の命の水として、上水道に利用され多くの家庭でこの川の恵みを受けてきた。また、耳川の美しい水を農業用水として利用し、良質の美浜米を生産してきた。

また、耳川は、本町の住民のみならず、その水質が良いことから、イワナやアユなどが生息し、絶好の溪流釣り、川釣りの場として、県内外から多くの釣り人が訪れ、美しい水の恵みを楽しんできた。

しかし、近年、耳川流域の農村地域では、生活様式の高度化、農業及び農村を取り巻く状況の変化に伴い、農業用排水の汚濁・農作物の生育や耳川流域の生態系、そして住民の命の水である地下水の水質が懸念される。

美浜町においては、こういった状況を改善するため昭和57年から農村地域において農業集落排水事業を、平成元年からは公共下水道事業を実施してきたところである。

また、最近では、この耳川の上流地域に民間の産業廃棄物処理場の計画が持ち上がり、それを機に、本町住民の命の水である耳川の汚濁を防止し、安全で良質かつ美しい水を確保するため、水道水源を保護するとともに、現在及び将来にわたり町民の生命及び健康を守ることを目的として県内でも数少ない条例である「美しい水を守る条例」（平成16美浜町条例第21号）を平成16年9月21日に制定し、平成17年3月から実施しているところである。

美浜町では、このようにハード、ソフトの両面において、積極的に汚水処理対策に取り組んでいるところであるが、耳川上流部の農村地域と町の中心部周辺の一部が未整備となっており、その整備が急務となっている。

美浜町では、早急にこれらの整備を図り、住民の命の水である耳川の美しい水を守り、安全で安心な農作物の生産と活力ある農村社会の形成及び循環型社会を構築し、農村地域の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を 73.3%から 79.3%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

美浜町中心部周辺の未整備地区である野口地区(公共下水道区域)の整備を推進すると共に、町内で唯一集落排水事業が未着工である新庄地区(集落排水区域)の早急な整備の完了を目指す。

尚、野口地区を含む公共下水道区域にあっては平成 16 年 9 月 7 日福井県指令都整第 839 号にて、最終認可済みである。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも美浜町

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設

[事業区域]

- ・公共下水道 美浜町 野口 地区
- ・農業集落排水施設 美浜町 新庄 地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 17 年度
- ・農業集落排水施設 平成 17 年度～平成 21 年度

[事業量]

- ・公共下水道 200 1,950 m
 - ・農業集落排水施設 150 5,750 m
- 処 理 場 1 箇所

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 公共下水道 野口地区で 148 人
- 農業集落排水施設 新庄地区で 570 人

[事業費]

公共下水道事業	140,000 千円
（うち、単独	50,000 千円）
（うち、国費	45,000 千円）
農業集落排水施設	1,106,060 千円
（うち、単独	90,000 千円）
（うち、国費	508,030 千円）
合 計	1,246,060 千円
（うち、単独	140,000 千円）
（うち、国費	553,030 千円）

5 - 3 その他の事業

本計画に基づく公共下水道及び集落排水施設整備のほか、本年3月に施行した「美しい水を守る条例」に基づき、住民への水環境に対する啓発や河川、山林の保護・保全等を住民とともに積極的に取り組み、安全で安心な水の確保と美しい里地里山の保全に努める。

そのほか、現在、実施している次の事業についても「美しい水の郷」再生に向け、地域住民と協働を図りながら事業を展開して行く。

鮎や蛍の放流支援事業

耳川では、近年、生活環境や自然環境の変化に伴い、鮎や蛍の生息数が減少している。このため、鮎については地元の河川組合が稚鮎の放流事業を、蛍については地域住民が中心となって蛍（幼虫）の放流事業を行っている。町では、自然環境や観光資源の保護を目的に、これらの事業に対し財政面の支援や情報提供などを行っている。

美浜町緑の少年団育成事業

今回の整備区域である新庄地区の新庄小学校では、緑の少年団を結成し、緑の募金活動や植樹活動を行うことにより、山林の役割や緑の大切さを学んでいる。町では、水と深く関わりのあるこうした緑の少年団活動に対し、運営費の一部を補助している。

河川の美化活動促進事業

耳川の本流、支流は、地域住民の命の水として大切なものであることから、地域住民が中心となって河川の清掃や草刈、また法面の補修工事等の美化活動を実施している。

町では、こうした河川の美化活動に対し原材料などの支給を行い、河川の美化活動の促進を図っている。

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、整備完了後に必要な調査を行い得られた調査結果により状況を把握すると共に、美浜町において処理場の維持管理を行い、放流水水質については第三者機関に分析を依頼し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うものとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし